

令和5年度水戸市立千波小学校部活動活動方針

令和5年3月31日

〈策定の趣旨〉

国が策定したガイドライン・茨城県教育委員会が示した活動方針・水戸市教育委員会の活動方針を踏まえ、本校の実態に即した活動方針を定める。

〈活動方針〉

学校教育の一環として行われる部活動は、児童の自主的・自発的な参加により行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、児童同士や児童と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における児童の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有している。

今後、児童の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、児童や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備するように努めていくものである。

1 活動時間・休養日

(1) 活動時間について

- ・平日2時間を上限、休業日は3時間を上限とする。
- ・原則として、朝の活動は行わない。

(2) 活動日について

- ・平日 火、水、金のみとする。
- ・週末は土日のいずれか1日とする。
(週末に大会参加等で活動した場合は他の日に振り替える。)

2 完全休養期間

(1) 夏季休業中 8月13日～8月15日

(2) 冬季休業中 12月29日～1月3日

※学校閉庁日も休養日とし、大会等がある場合は、前後に設定する。

3 参加大会の見直し

- ・児童や顧問の負担が過度にならないよう、1か月あたり1大会を目安とする。

4 活動計画について

- ・年間活動計画を作成し、教職員・児童・保護者が共通理解できるようにする。
※年度初めにホームページに掲載して周知すること。
- ・月別活動計画を作成し、事前に各家庭・児童・教職員に配付して共通理解を図る。
※活動計画については、ホームページ上に掲載すること。

5 活動費用について

- ・受益者負担を原則とする。
- ・公費に係るものについてはその都度精査する。教育委員会が主催・主管または後援する大会であるか、児童にとって教育的価値が大きいと認められるものは学校長が判断する。

6 顧問(指導者)について

- ・児童の活動時間には、顧問教員及び外部講師が指導・看護に当たり、児童の健康管理や効率的な活動の指示等を行うものとする。顧問教員が不在の場合には、原則活動は行わない。

7 熱中症対応について

- ・気象庁の高温注意情報等の情報に留意し、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は活動を原則として中止する。練習だけでなく、大会や練習試合も適切な対応を行い、児童の健康管理を徹底すると共に、症状が見られた場合は、病院への搬送を含み早期の対応を徹底する。

8 活動時間及び保護者の送迎について

- ・活動時間については、日没時刻に合わせて夏時間(4月～9月)と冬時間(10月～3月)を設定する。
- ・下校は、同方面の児童の複数下校等安全を確保させる。
- ・保護者の送迎については各家庭の判断で行い、学校から送迎を要請することの無いように願う(緊急時を除く)。